

加賀市における準市内業者認定要件

対象区分：「工事」「測量・コンサルタント」

対象者	市内に常時契約を締結する事務所として支社、支店、営業所を有しているもの。かつ、建設業にあつては建設業法第3条第1項の許可を受けたその他営業所を有しているもの。
-----	---

	項目	要件	提出を求める資料
事務所の形態	建物の所有	自社の所有であること。もしくは自社名義で賃貸借契約を締結していること。	<所有の場合> ・不動産登記事項証明書若しくは固定資産課税明細書または名寄帳 <賃借の場合> ・賃貸借契約書の写し等
	建物の形態	他の事業者と共同使用の場合、壁等で分離していること。従業員等の住宅と兼用の場合、居住部分と区分していること。	・事業所等の外観写真（建物全景） ・事業所等の内部の写真 ・付近見取り図
	看板、標識	事務所の所在を明らかにする看板又は表札が外部から見える場所に表示されていること。	・事業所等の外観写真（看板等会社名の確認できるもの）
	事務所の態様	業務を行うに当たり必要となる事務用什器類（机・椅子・テーブル等）や、事務用機器（電話、パソコン等）が備え付けられていること。	・事業所等内部の写真
	環境整備（電気・上下水道）	電気・上下水道の公益事業者と自社名義で供給契約を締結していること。または、使用している実態が確認できること。	・使用量が確認できる証明書等の写し 電気使用量 例：受領済証明書（北陸電力㈱） 上下水道使用量 例：検針票の写し ※子メータ等を使用し証明書の写しが添付できない場合は、写真及び書面により使用量の記録が確認できるもの。
	電話・ファックスの状態	常時連絡がとれる体制となっていること。常時不在転送電話となっていないこと。また単なる取次ぎや単なる連絡員とみなされる人員のみの配置となっていないこと。	特になし
営業活動の実態	帳簿等の設置	営業活動に係る帳簿類（経理簿、見積書、契約書等）を備えていること。	特になし
	出勤状況の把握	営業活動に係る従業員の出勤簿等を備えていること。	特になし
人的配置の状況	責任者の配置	営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常勤していること。なお、責任者が営業活動を行っても差支えない。	<区分：「工事」の場合> ・建設業法施行令第3条における使用人の住所、生年月日等に関する調書の写し ・建設業許可申請の際の専任技術者証明書の写し
	従業員の配置	従業員として市内に住民登録のある者を1名以上雇用していること。なお、当該従業員が常勤の従業員でない場合、週3日以上勤務し、かつ週の所定労働時間が15時間以上であること。	<常勤の場合> ・「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」「雇用保険被保険者通知書」など、雇用関係を証する書面の写し <常勤でない場合> ・労働条件通知書等、雇用関係および労働条件が確認できる書面の写し
	兼務の禁止	配置人員が市外の本支店などと兼務となっていないこと。	特になし